

## 条例手続きの終了について

下記の事業計画については、岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例(平成21年岐阜県条例第20号)に基づく必要な手続きが実施され、同条例第29条第1号に該当すると認められますのでお知らせします。

### 記

#### 対象となる事業計画

- (1) 事業者の氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)  
東濃ひのき製品流通協同組合 代表理事 田口 房国
- (2) 産業廃棄物処理施設等の設置等の場所  
岐阜県加茂郡白川町三川1510番、1511番、1512番、  
1526番、1527番1、1528番、1530番、1531番
- (3) 産業廃棄物処理施設の種類  
(施設1)  
破碎施設(政令第7条第8号の2) 1基  
(施設2)  
選別施設(小規模産業廃棄物処理施設) 1基
- (4) 事業計画書提出年月日  
令和3年8月27日

令和4年10月21日

岐阜県知事 古田 肇

